

商店街共同施設維持管理事業（補修・撤去）

街路灯、アーチ及びアーケードの「補修費」「撤去費」を補助します。

適切に補修を行うとともに、老朽化による倒壊等の危険性がある施設は撤去をすることで、安心・安全な商店街づくりを図るためにご活用ください。

対象団体	① 商店街振興組合 ② 商店街が形成されている地域における事業協同組合 ③ 商工会 ④ 中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体		
対象施設	街路灯、アーチ及びアーケード <u>※県げんき補助金活用事業は街路灯のみ（令和 7 年度から新設）</u> <u>※設置後 10 年以上経過した施設が対象です。</u> ※過去に本市の補助制度を活用して補修した施設の場合、補助金交付の翌年度から <u>補修は 3 年以上、撤去は 5 年以上経過したもの</u> が対象です。		
対象事業 及び 対象経費	補修	・耐久年数の延長を図るための補修 ・塗装は単なる塗り直しだけでなく、錆止めの下地塗装、又は、錆止め剤入りの塗装を行ってください。 ・街路灯については、 <u>5 基以上まとめて行うことが必要</u> です。 （事業例：塗装（さび止め入り）、支柱・基礎部分・梁の補強、 灯具の取替え、天板の補強・取替え 等）	
	撤去	・老朽化による倒壊等の事故を防止するための撤去	
対象外 経費	補修	・電球のみの交換、廃材処分費（撤去の場合は補助対象） ・耐久年数の延長を目的とするものと認められない塗装、デザイン変更 ・通常の維持管理のために行う部品交換 ・県げんき補助金活用事業は消費税及び地方消費税	
	撤去	・建替えのための撤去 ・県げんき補助金活用事業は消費税及び地方消費税	
補助額	区分	通常	県げんき
	対象施設	街路灯、アーチ、アーケード	街路灯
	補助率	補助対象経費の 20%以内	補助対象経費の 40%以内
	上限額	補修費・撤去費につき、各 50 万円	補修費・撤去費につき、各 100 万円
	下限要件	—	補助金額 20 万円以上 ※補助対象経費 55 万円（税込）以上
申請期限	令和 7 年 6 月 30 日(月)		